

# 中国の社会改革についての一視角

## —「毛沢東の遺産」の視点から—

木下悦二

はじめに

中国経済が大きな転機を迎えていることは誰の目にも明らかであろう。鄧小平の改革開放以来 2012 年までの 30 数年間に、中国経済は年率平均で 9.8%に及ぶ高度成長を記録したが、その後は成長率の減速傾向がはっきり現れると共に、不動産バブルとその破綻、地方政府の債務問題、シャドウ・バンキング急拡大、企業の過剰債務などの諸問題が表面化するに至っている。中国の民間債務は 5 年前から 60%増加し、対 GDP 比が 200%を超え、米国の金融危機時の民間債務の GDP 比 165%を上回っていることから見て、いまや中国経済に破綻の危機が迫っていると言った議論も横行している。中国経済はそうした渦中にあるものの、習政権は第 18 期三中全会で、市場経済を大胆に進めるための包括的な改革案を決定し、法治社会を造ることを決議している。

だが、習政権が就任後、最も大胆に取り組んでいるのは腐敗対策であって、「虎も蠅も」駆逐するとして、最高幹部には刑事責任を問わないという共産党内の不文律を破って政治局常務委員の周永康までも摘発した。この習政権の反腐敗闘争は党内の派閥闘争との解釈を一般に流布させる一面もあるものの、汚職腐敗が中国社会を蝕んでいる深さを物語っていると言えよう。とりわけ汚職を通じて得た巨額の富を国外に持ち出す例が多いことはしばしば指摘されている。こうした汚職の蔓延は一般に後進諸国において著しく、ひとり中国だけの問題ではないけれども、中国においてはこれが世界を驚かせた高度経済成長の実現と深く関わっていた事実に注目したい。本稿では、そのことを中国革命にまで遡って振り返るとともに、インドとの比較を通じて明らかにしたい。

### 1. 毛沢東の中国建設

毛沢東の主導した社会主義社会の建設はスターリンのそれとは対照的であった。スターリンは一国社会主義建設のために重化学工業建設を中心に五ヶ年計画を強行し、遅れたロシア経済を僅か 10 数年で欧米の一流先進工業国に比肩できるまでに発展させたのであった。これとは対照的に、毛沢東は農村の人民公社を軸に社会主義社会を建設しようとした。人民公社とは農村共同体を母体とした共産制社会であって、土地を共同体所有とした上で、農業における共同耕作に加え、商工業、保育、教育、高齢者保護、民兵組織まで包含する、いわば「揺りかごから墓場まで」の一切を包摂した共産制社会で、共同炊飯まで行われたという。こうした社会組織は個人個人が自立して商工業を営む都市＝市民社会ではそのまま適用できない。そこで土地を国有化した下で工場や大学などを「単位」として、それぞれを共産制社会組織に編成した。

毛沢東のこの社会主義社会建設構想は成功せず、結局 1978 年に鄧小平が「改革開放政策」を採用して、共産制社会を解体した。農村では土地の共同体所有をそのままにして、農業経営請負制を導入したことで、農業生産力の増進を達成した。また開放政策ではまず沿海地域に経済特区を設けて外資を積極的に利用して輸出製造業の発展を図り、市場経済の下での「白猫黒猫論」や「先富論」を唱えて生産力の増進を促した。その成果は著しく、中国の工業生産力が飛躍的に増進して、経済発展は沿海地域から中西部へと拡大していった。

「改革開放」の 1978 年からの高度経済成長によって中国の経済規模はドル建てで見ると約 30 倍に、購買力平価では 50 倍にも拡大した。この高度成長を達成できたのは、それを支えたインフラストラクチャーの整備が出来たからである。道路、鉄道、空港、港湾などの交通網で国内外市場を統合し、都市整備に加えて、電力などエネルギーの供給を保障したことで、製造業を中心に産業の急拡大が可能となったのである。そしてこのようにインフラ整備が順調に達成できたのは皮肉なことに鄧小平が葬り去った毛沢東的共産主義の残した“毛沢東の遺産”にあった。その遺産とは都市での土地の国有、農村での共同体所有のお陰で、政府

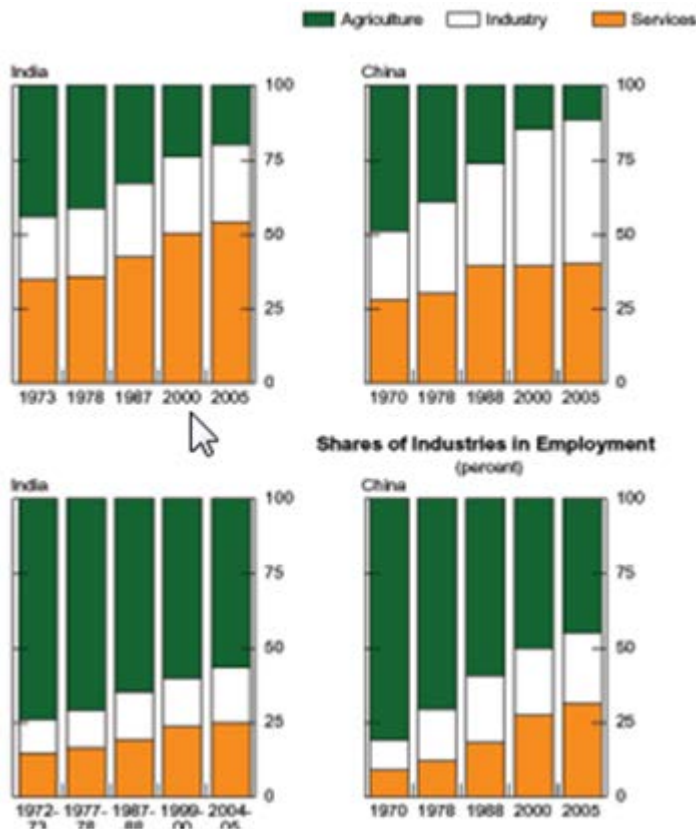
の方針通りにインフラ建設用の土地確保が可能であったからである。そのことは反面、一党独裁下で共産党幹部による土地取り上げを巡る汚職の広がりや許容した条件でもあった。その点について論じる前に、毛沢東の遺産がいかにか中国の飛躍を支えたかの評価を、インドとの対比で明らかにしておこう。

## 2. インドにおける土地問題

1947年にインドは独立国となった。独立を巡ってインドを特徴付ける4点を指摘しておこう。第一は、ガンジーの指導で達成した独立運動は非暴力不服従を貫いていた。第二に、「独立の父」と呼ばれるガンジーと独立後の新首相となったフェビアン社会主義者ネルとの建国構想は全く異なっていた。ガンジーは農村共同体を土台として農業とコテッジ工業を結合した国造りを主張していた。一方、ネルはスターリンに学んで重工業優先の工業化を目指していた。インドはこの全く異質な両者の構想を並行的に推進した。第三に、独立後のインド統治の中心となって働いたのは「会議派」だが、これは英国治下で諮問機関として組織されていた「国民会議」(The Congress)が独立後そのまま政党化した組織である。つまり、歴史的に形成された地域の社会的特性を背景として選ばれた人たちの集まりだったことから言って、社会的変革を推進して、強力な指導下に中央集権国家を創り上げるに相応しい政党とは言えない。それだけに上記の異質な国造り構想をすべて抱え込んだ政策運営を進めた。第四に、そのこともあって、パキスタンとは分かれて独立したインドだが、言語・文化・民族・宗教等の多様性を抱えたインドは一四州と七つの連邦直轄地からなる「連邦制」を採用した。そして州は専管事項として治安・土地所有権・農業・産業・水・電力・運輸等々を担当している。つまり経済の主要課題はそれぞれの州に委ねられている。それだけに州毎の経済制度と経済運営についての異質性が温存されてきた。

そうした問題点を独立から今日まで幾多の変遷を経験しながらも、具体的に変遷に立ち入ることなく、包括的に捉えた特徴付けで見てみよう。

図1 インドと中国の産業別 GDP・雇用比比較(%)



独立後のインドの経済発展を中国と対比してみると図1のように、GDP比で見ても、雇用比でも、工業

の発展が著しく弱い。このように工業的発展が低い理由は主として次の三要因、すなわち労働法の制約、インフラの不足、土地確保の困難に依っていた。労働法では一定規模以上(当初は 300 名以上、後には 100 名以上)の製造業や鉱業がレイオフ、解雇、閉鎖を行うには政府の許可を必要とするなどの細かい規制措置が執られている。そのため雇用の大半はインフォーマル・セクターやコテッジ工業によって担われることになり、それが工業領域の雇用の 80%に及び、製造業の生産額の 40%を占め、輸出産業としても全輸出のほぼ 40%に達していた。反面、サービス業の役割の大きいことは別稿(世界経済評論 2011 年 11・12 月号)で詳しく論じたように、ネールが力を入れた IIT(インド工科大学)に代表される科学領域の高等教育の成果で、IT-BPO(Business Process Outsourcing) 産業の著しい発展成果を反映している。

独立後の土地改革は英国治下での納税請負人だったザミンダリー制を廃したに止まり、地域によって異なる古い土地所有制には殆ど手を付けなかった。そのため、インフラについては道路、橋梁、港湾など交通機関の整備が立ち後れていると共に、工場建設に必要な土地確保が困難であった。これはインド全般の特徴だが、先にも指摘したように連邦制の下で首都デリー、マハラシュトラ、グジャラート、カルナータカ、タミルナドなどの諸州はインフラと事業環境が比較的良好で高技術依存のサービスや製造業が発展しているのとは対照的に、ビハール、ウッタル・プラデシュ、マディヤ・プラデシュのように人口稠密な諸州では経済的立ち後れが目立っている。

こうした背景の中で今インドでは土地収用法を巡って大きく揺れている。昨年 5 月の選挙で、インド人民党(BJP)のナランドラ・モディが総選挙で圧勝して、会議派を中心とした政権を倒した。モディは 2001 年から 2014 年までグジャラート州首相を務め、インフラ整備に力を入れ、インドで最も高い経済発展を達成するのに貢献すると共に、清廉潔白との高い評価を受け、下院で絶対多数を占めるのに成功した。モディ政権は製造業の発展を目指して「メイド・イン・インド」を標榜し、企業家寄りの諸改革に乗り出したが、当面最も注目されているのは 1 年前に会議派中心のシン政権の下で採択された土地収用法の改正である。

独立後も英国治下での土地収用法(1894 年法)に依っていた。土地買収に当たっての保障規定などが不明確で農民の激しい反対運動で土地収用が進まず、インフラ整備が容易に進まなかった。そこで 2013 年に成立した上記の土地収用法では、買収価格を農村部で市価の 4 倍、都市部で 2 倍とし、土地所有者の 80%以上の同意を確保した上に、土地所有者は勿論、小作人、農業労働者を含め雇用、住居、生活費などの十分な保障を義務づけた。しかし、これでは政府の行う土地収用さえ不可能になったとの評価も強ち誇張とは言えない有様である。

これに対してモディは首相就任後、この土地収用法の改正に取り組んでいる。改正案は下院を通過しても、与党少数派の上院での承認困難を見越して、昨年 12 月に産業回廊(デリーとムンバイ間のような)の開発、教育などの社会インフラ、道路と電力のような農村インフラ、貧民の住宅、および国の防衛力という五領域の開発促進のために土地所有者の 80%の合意無しに土地収用できる緊急政令を公布した。これを法律化するには勿論議会の承認が必要で、BJP が過半数を握る下院は通したものの、州代表で構成される上院では与党少数派のため現時点では改正法の行方は定かでない。

インドではこのようにインフラ整備が難航していることで工業化が立ち後れ、それが経済成長の障害となっていることを考えると、中国での毛沢東の遺産が中国の高度経済発展、特に中西部の開発にいかにか大きく貢献したかが了解できよう。

### 3. 習政権の課題

中国では一党独裁の下で、共産党幹部が行政の長として権限を持っている。しかも、上記のように土地が国有化ないし共同体所有であるために、権力を握っている中央、地方の幹部が改革開放の旗印の下、経済開発に必要な道路、鉄道、港湾、ダム建設、工場用地確保、都市改革のための土地を一方的に取り上げることが出来た。その際、居住権を失う都市住民や耕作権を喪失する農民に対し、十分な代償を払わなかったこ

とで、紛争が頻発したことは多く耳にしたところである。その上に、その反面、開発業者と結託した行政担当者間で収賄汚職が蔓延したのは事実であった。

つまり、議会制民主主義が確立した先進資本主義国では業者かロビー活動を通じて法律条項を修正して自己の利害を確保するのだが、後進世界では贈賄汚職の形でそれが実行される。したがって、上記の型の汚職は中国での一つの型に過ぎないだろうが、中国の体制下では汚職の蔓延と顕著な経済発展とが土地所有制と深く結びついていたところに特徴があると捉えて間違いないであろう。

いま約 30 年続いた中国の高度成長は 2008 年の米国金融危機で一旦頓挫することとなった。それまで米国の消費財需要と脱工業化とに伴う対米輸出需要に依存して工業化を軸に経済成長を享受してきたのだが、今後は内需依存に切り替えて成長を図ることとなって、内需振興を目指した 4 兆元の追加投資で経済の拡大を煽った結果、地方政府が中心になって、不動産投資と住宅金融を活発化した。その結果、初めにも指摘したように、不動産バブルとその破綻、地方政府の債務問題、シャドウ・バンキング急拡大、企業の過剰債務などの諸問題が表面化するに至った。地方債務は 2013 年央時点で 17.9 兆元に及んでいる。中国経済はこうして大きな転期を迎え、習政権下で大きく政策転換しようとしている。先にも指摘したように第 18 期三中全会の決定がそれを示している。

これまでの第 11 期、第 14 期などの三中全会はもっぱら経済問題に焦点を置いていたのに比較すると、習政権の三中全会は論議の対象を経済、政治、文化、社会、生態文明、国防・軍隊の六分野にまで広げ、一人っ子政策、人権、農民財産権、戸籍制度、不動産税などに加えて、法司法と行政の分離 = 裁判所の行政からの独立性の問題、環境問題などを取り上げると共に、憲法の下での法治を強く打ち出している。経済問題に限ってみれば、国有企業の改革、民間企業の発展促進、政府介入の削減、財産権の保護、近代的市場組織の創出であって、一般論で言えば市場経済機能の強化であると言える。

それを実行するに当たって、習はまず反腐败追求に取り組み、「虎から蠅まで」叩き出すと唱え、広範な汚職摘発闘争を展開して、不文律となっていた政治局常務委員の周永康までも摘発している。摘発された公務員は 2014 年だけで 5 万 5 千余人に達したという。

習政権が「新常态」と呼んで小康社会の全面的な建設、改革の全面的な深化、法に基づく全面的な国家統治、それに加えて、厳格な規律による全面的な党内管理の四重点を推進すると表明している。経済面で言えば具体的にはこれまでのような超高度成長率を追求せず、経済発展を量から質に転換しようとして、技術革新を重視する経済運営、貧困の克服、農民の財産権の確立、環境保全対策などに取り組もうとしている。これは筆者の言う「毛沢東の遺産」を用いて高度経済成長を遂げてきた中国が、それがもたらした負の効果から抜け出して、質的に新しい展開を図っていると見て良からう。これは中国社会構造の大きな転換を含むだけに、当然陰に陽に反対者がいることから言って、果たして何処まで実現できるか、今後の展開に注目しよう。

(2015 年 3 月 30 日)